破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１８１号
青森市大字宮田字玉水198番地
破産者　横内　英子
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５０号
群馬県藤岡市下栗須216番地７
破産者　檜垣　広治
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２６３号
群馬県安中市鷺宮389　特別養護老人ホームなゆた、住民票上の住所群馬県前橋市元総社町929番地10
破産者　大石　力也
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３３７号
埼玉県熊谷市石原２丁目36番地
破産者　鈴木寿恵の
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２３２４号
神奈川県藤沢市長後2719番地の３
破産者　宮崎　芳夫
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５２号
山梨県都留市下谷2816番地２
破産者　天野さとみ
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
岐阜県加茂郡八百津町八百津3285番地３
破産者　古田　竜五
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第６３０号
静岡県磐田市池田804番地
破産者　鈴木　照代
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１００号
滋賀県湖南市下田363番地
破産者　谷工業こと　谷　　文六
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５６号
滋賀県草津市矢橋町1530番地30、住民票上の住所滋賀県草津市駒井沢町52番地24
破産者　小出　　守
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５２２号
京都府宇治市大久保町南ノ口64番地の５
破産者　倉橋睦晴こと　倉橋むつ晴
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９２８号
京都市北区大宮東総門口町38番地２　ルーセント御薗橋202
破産者　小林米穀店こと　小林　利行
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０２１号
京都市南区上鳥羽高畠町３番地
破産者　長谷　友観
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１７９号
京都市山科区上野御所ノ内町７番地の42
破産者　荒川　正浩
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１９３号
京都府宇治市宇治妙楽50番地　アイネ301号
破産者　嶋村　忠史
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４８９５号
大阪府八尾市竹渕５丁目76、住民票上の住所大阪府八尾市竹渕５丁目30番地
破産者　守茂山治明
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８８８号
広島市佐伯区三筋１丁目12番21―202号
破産者　河野　春奈（旧姓里）
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１４４号
広島市中区舟入町４番４号
破産者　前田　美香
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４号
広島市南区仁保２丁目21番32号、開始決定時の住所広島市南区翠４丁目６番22―303号
破産者　ＮＥＷ　ＷＯＲＬＤ，ＣＤＧ　ＡＲＣ　ＨＩＶＥこと　細川　孝博
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７３号
福岡県久留米市国分町1595番地４
破産者　村岡　勝康
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部